

# 中東情勢に伴う国土交通分野への影響や対応について

- 中東情勢を受けた燃料油の供給制限や価格高騰への対応については、燃料油の供給安定化のため、石油備蓄の放出のほか、燃料供給の目詰まりが発生している場合には、国土交通省及び経済産業省と連携・協力して個別に調整。
  - また、経済産業省が中心となり、燃料油価格の緊急的激変緩和措置を講じ、燃料価格の高騰を抑制。
- 
- 3月13日以降、バス・トラックなどの各分野の業界団体等に、燃料油の供給制限等を受けている事業者の状況を報告するよう依頼。現時点で、運行に深刻な支障が生じている事業者は確認されていないが、一部の事業者から「燃料油の供給停止・制限が行われた」「燃料油価格が上昇している」などの報告。
  - これを踏まえ、  
⇒ 経済産業省との連携・協力による個別の調整などにより、供給の目詰まりの解消を図り、バス・トラックなど公共交通や物流における事業継続の支援を行っている。
    - (例) インタンクへの給油が不透明でありスタンドでの給油で対応していたバス会社に対し、経済産業省と協力してインタンクへの給油を継続。
    - (例) 減便措置を開始した旅客船事業者（例：長崎県）に対し、経済産業省と協力して供給の目詰まり解消のための調整を実施。
  - ⇒ 経済産業省による燃料油価格の緊急的激変緩和措置や、L P ガスについての一定の基準価格を超えた場合の支援の実施により、燃料価格の高騰を抑制。引き続き、価格の実態を随時把握し、政府内で適切に共有。
  - ⇒ 特にトラック分野においては、3月27日、国土交通大臣から公正取引委員会及び中小企業庁との連名で、荷主団体に対し、燃料サーチャージ制の導入や運賃改定等を通じて、燃料価格の変動分も含めた価格転嫁が徹底されるよう文書で要請。

## <バス・トラック関係>

- 日本バス協会及び全日本トラック協会に対して、3月13日付けで、燃料油の供給制限等を受けている事業者の状況を報告するよう依頼。
- 現時点で運行に深刻な支障が生じている事業者は確認されていないが、現時点までに把握している状況は概ね以下の通り。
  - ・報告を受けた事業者数は、バス約500者 トラック約2,000者。
  - ・報告内容については精査中であるが、軽油価格が上昇している、これまで通りの供給がなされていない等の声が寄せられているほか、2か月分の燃料調達の入札が不調に終わり、随意契約で1か月分の燃料だけ確保できたといった報告あり。

## <タクシー関係>

- 現時点で、運行に深刻な支障が生じている事業者は確認されていないものの、一部のタクシー事業者から、L P ガス価格の高騰に関する懸念の声が寄せられている。

## <旅客船関係>

- 日本旅客船協会及び日本外航客船協会に対して、3月13日付け及び3月17日付けで、燃料油の供給制限等を受けている事業者の状況を報告するよう依頼。
- 現時点で、運行に深刻な支障が生じている事業者は確認されていないが、一部の事業者から、供給制限や供給停止の申し入れの報告。

## <航空関係>

- 定期航空運送事業者、空港管理者及び空港運営権者に対して、3月18日付けで、燃料油の供給制限等を受けている事業者の状況を報告するよう依頼。
- 現時点で、運航に支障が生じている事業者は確認されていないが、「国際線の一部の就航先で供給の不確実性が増している」との声のほか、航空機燃料の価格について、「原油やガソリンの価格を大きく上回って高騰しており、ガソリンへの補助額の4割相当の支援では上昇分が補填できない」といった声が寄せられている。

## <鉄道関係>

- 非電化区間を有する全国の鉄道事業者に対して、3月17日付けで、燃料油の供給状況等を報告するよう依頼。現時点で、運行に深刻な支障が生じている事業者は確認されていないが、一部の事業者から、供給制限の申し入れの報告。